

大隅地域食育（食・農教育）支援体制推進要領

1 趣旨

近年、農林水産業・農山漁村の持つ多面的機能が注目され、食料生産のみならず国土保全、水源かん養、景観形成、伝統・文化の保存継承、都市住民への保健・休養の場の提供などのほか、生産活動体験等が子どもたちの人格の形成にも重要な役割を果たしていることが認められている。

また、食生活を取り巻く環境は、フードチェーンの多様化・複雑化や食品の安全性の問題、家庭等における食の教育力の低下など大きく変化しており、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現するためには、学校教育等において農林水産業や食品産業、食文化等、食に関わる基礎的知識の習得を進める必要がある。

このため、地域の関係機関・団体等による「食育（食・農教育）」に係る支援体制を整備し、将来の社会を担う子どもたちに、農林水産業・農山漁村の役割、食の楽しさや大切さ、食と健康などについての理解を促す機会を創出する。

2 食育支援の種別と内容

種別 区分	農 業	林 業	水 産 業	流通・加工 食 と 健康
生産活動体験	野菜等の種まきから収穫までの作業体験など	植林や椎茸の種駒打ち込み作業等の体験など	定置網・地引き網による魚獲り及び稚魚等の放流体験など	
出 前 授 業	農業の役割と農産物の生産や流通の仕組みなど（フラーアレンジメント体験も含む）	森林の役割や木材・椎茸などの生産と流通の仕組みなど	水産業の役割や水産物の生産と流通の仕組みなど	食と健康や、食文化等に関する講話など
施 設 見 学	栽培施設や食品加工施設、青果市場、家畜市場、農産物集選果施設、畑地かんがい施設等の現地見学	木材加工施設、特用林産物加工施設等の現地見学	魚市場や水産加工施設、養殖施設等の現地見学	食品関連企業（漬物工場、焼酎工場、量販店等）の施設等の現地見学
調理・加工体験	地域の加工施設等を利用して、生産活動体験で収穫された生産物や地域で生産される農産物を利用した調理・加工体験	地域の加工施設等を利用して、生産活動体験で収穫された生産物や地域で生産される特用林産物を利用した調理・加工体験	地域の加工施設等を利用して、生産活動体験で収穫された生産物や地域で穫れた魚介類を利用した調理・加工体験	
情 報 提 供	授業の教材になるような資料やパネル等の貸出及び提供、各施設や関係団体等の仕事内容の紹介DVDの提供等			

3 対象者

- (1) 市町教育委員会等を通じて申込みのあった小学校，中学校等の生徒，教師及び保護者
- (2) 上記(1)以外の一般。保育所（園），幼稚園，私学の小・中学校，高等学校，大学等の生徒等，教師及び保護者とする。

4 食育支援リストの作成及び整備

食育支援リストの作成及び整備は，以下の手順で実施する。

- (1) 大隅地域振興局農林水産部農政普及課（以下，「農政普及課」という。）は，1月15日までに関係機関・団体等に食育支援者リスト（様式1）の作成，見直しを依頼する。
- (2) 関係機関・団体等は，食育支援リストを毎年見直し，本人の同意を得た上で，3月15日までに農政普及課に提出する。

また，必要に応じて「食育支援リスト登録用紙」（様式2）にて募集を行い，リストを拡充する。

5 食育支援の連携

食育支援の実施に当たっては，大隅教育事務所（以下，「教育事務所」という）や市町教育委員会，市町，農業協同組合，漁業協同組合，森林組合，農政事務所，農業系高等学校等，食育支援に関係する機関・団体との連携の下，さらに，農林漁業者や食育に取り組んでいる個人・団体，流通・加工関係者等の協力を得て実施する。

6 食育支援の窓口

食育支援の総合窓口は，農政普及課とし，支援の申込みに対する対応の分担等については，教育事務所と農政普及課が調整する。

7 食育支援の手続き及び調整

【公立小中学校からの食育支援の申込み】

※JA以外の支援を希望する場合，第7（1）③～⑥及び第7（2）①～③の手続きは省略可能とする。

(1) 食育支援の申込み

- ① 農政普及課は，5月末日までに食育支援リスト（様式1）を教育事務所に提出する。
- ② 教育事務所は，市町教育委員会を通じて，各小中学校へ，食育支援リスト（様式1）及び「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3-1）を送付する。
- ③ 支援を希望する学校等は，「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3-1）を8月10日までに，市町教育委員会へ提出する。
- ④ 支援リストの内容に関する問合せは，リストの窓口担当が対応する。
- ⑤ 市町教育委員会は，小中学校から提出された「食育支援申込書兼決定通知書」

(様式 3-1) を、「食育支援申込書兼決定通知書」(様式 3-2) にとりまとめ、必要に応じて推薦及び特記事項を記載のうえ、8月20日までに、教育事務所に提出する。

- ⑥ 教育事務所は、市町教育委員会から提出された「食育支援申込書兼決定通知書」(様式 3-2) を、「食育支援申込書兼決定通知書」(様式 3-3) にとりまとめ、必要に応じて特記事項を記載のうえ、8月末までに、農政普及課に提出する。

(2) 食育支援の決定

- ① 農政普及課は、食育支援者と調整し、9月末までに、「食育支援申込書兼決定通知書」(様式 3-3) により教育事務所に通知するとともに、食育支援者へ「食育支援依頼書」(様式 4) により依頼する。
- ② 教育事務所は、農政普及課からの通知を受けて、市町教育委員会及び小中学校へ「食育支援申込書兼決定通知書」(様式 3-2) を送付する。
- ③ 市町教育委員会は、教育事務所からの通知を受けて、小中学校へ「食育支援申込書兼決定通知書」(様式 3-1) を送付する。

(3) 各学校と支援者との連携

食育支援の決定通知を受けた小中学校は、食育支援者に連絡し、日程や内容等などの詳細を打合せ、効果的な食育活動の実践に努める。

【公立小中学校以外の一般対象者からの食育支援の申込み】

- (1) 公立小中学校以外の一般からの食育支援の申込は、「食育支援申込書兼決定通知書」(様式 5) により申込を受け付ける。
- (2) 農政普及課は、食育支援者と調整し、「食育支援申込書兼決定通知書」(様式 5) により支援の可否を通知するとともに、食育支援者へ「食育支援依頼書」(様式 4) により依頼する。
- (3) 食育支援の決定通知を受けた支援申込者は、食育支援者に連絡し、日程や内容等などの詳細を打合せ、効果的な食育活動の実践に努める。

8 食育支援にかかる経費

食育支援にかかる支援者への謝金、旅費、傷害保険料や、種苗費、土代、肥料代など材料等に係る経費は、食育支援を受ける小中学校、一般対象者が負担する。

9 食育支援にかかる実績報告

(1) 支援を受けた小中学校は、市町教育委員会を經由して、実施年度の2月末までに「食育支援実績報告書」(様式 6) を教育事務所に提出する。

教育事務所は、「食育支援実績報告書」(様式 6) を農政普及課に進達する。

- (2) 一般対象者は、支援を受けた日から1ヶ月以内に「食育支援実績報告書」(様式 6) を農政普及課に提出する。

10 その他

この要領に規定のない事項については，必要に応じて農政普及課と教育事務所で調整する。

附則 この要領は，平成22年7月27日から適用する。

附則 この要領は，令和5年3月29日から適用する。

() 地域食育支援リスト

種別	区分				氏名または 企業・団体名等	窓口担当	連絡先	支援者	支援できる内容 施設の内容	支援可能な範囲 (1)小学校区域, 2)市 町村区域, 3)隣接市 町村区域, 4)県全域 から選択してください	備考
	農業	林業	水産業	流通・加工・健康							
○					食育 太郎	△△町□□	〇〇〇-△△△-□□□		さつまいも植付, 収穫体験	3 隣接市町村区域	
○					〇〇〇農協	☆☆町◇◇◇	××××-■-△△△△	JA職員	野菜選果場の見学, 野菜についての説明	2 市町村区域	11月~5月
○					〇〇市農林水産課	〇〇町	☆☆△△△-〇〇〇	JA職員, 青壮年 部員, 女性部員 等による指導	農産物の栽培から収穫, 調理ま での一貫した指導(年5回程度)	2 市町村区域	通年
	○				★★漁業協同組合	××市	●●●-×××-***	栽培指導は農業 青年クラブ員を紹 介	農業全般について	3 隣接市町村区域	周年可
		○			食育 良子	■●町	■●●-△△△-〇〇〇		水産業全般について	2 市町村区域	要相談
			○						地産地消費指導, 食事パラン スガイドについて	1 小学校区域	食生活改善推進 員
0	0	1	1	2	3	2	2	2			

※ 支援者には, 実際に指導に携わる人がわかるような記載をしてください。

※ 備考欄には, 指導農業士や女性農業経営士, 食生活改善推進員等の役職又は支援可能な時期や対応可能人数等を記入してください。

様式 3 参考①（食育支援申込の周知）

令和〇年〇月〇日

各市町村教育委員会教育長 殿

教育事務所長

令和〇年度食育支援申込について（照会）

〇〇地域では、各機関・団体等の支援を受け、食育支援リストを作成し、小中学校等での食育支援を推進しているところです。

ついては、令和〇年度の食育支援について、貴市町村の要望をとりまとめのうえ、下記により提出してください。

記

- 1 提出資料 食育支援申込書兼決定通知書（様式 3 - 1, 3 - 2）
- 2 提出期限 令和〇年〇月〇日
- 3 提出先 大隅教育事務所
- 4 添付資料
 - (1) 大隅地域食育支援体制推進要領
 - (2) 大隅地域食育支援リスト

様式 3 参考②（食育支援申込の周知）

令和〇年〇月〇日

各小中学校長 様

教育事務所長

令和〇年度食育支援申込について（照会）

〇〇地域では、各機関・団体等の支援を受け、食育支援リストを作成し、小中学校等での食育支援を推進しているところです。

については、令和〇年度に食育支援を希望する場合は、下記により提出してください。

記

- 1 提出資料 食育支援申込書兼決定通知書（様式 3 - 1）
- 2 提出期限 令和〇年〇月〇日
- 3 提出先 各市町村教育委員会
- 4 添付資料
 - (1) 大隅地域食育支援体制推進要領
 - (2) 大隅地域食育支援リスト

食育支援申込書兼決定通知書

令和〇年〇月〇日

市町教育委員会教育長 殿

所在地：
 学校等名：
 代表者名：校長
 連絡先：

大隅地域食育支援体制推進要領第7の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。
 記

市町村名	学校名	支援希望企業・団体名等	種別			メニュー				支援希望日時	支援の内容	場所	主な対象学年	人数	趣旨及びひねらい	担当者名 連絡先	支援の可否	支援者	
			農業	林業	水産業	流通・加工・食と健康	生産活動	出前授業	施設見学										調理加工
(例) 鹿児島市	(例) 鹿児島小	J A O O	○							7月	果樹の生産と流通	学校	小5	20	地域の気候に合った作物づくりや、スマート農業など最先端の農業についての理解	〇〇教頭 電話：〇〇-〇〇〇〇		団体名等： 担当者名： 連絡先：	
																			団体名等： 担当者名： 連絡先：

食育支援決定通知

令和〇年〇月〇日

〇〇学校長 殿

貴校の食育支援申込について、大隅地域食育支援体制推進要領第7の規定により、上記のとおり支援の可否が決定しました。
 (支援可の場合)
 ついては、効果的な食育活動が実践できるよう、食育支援者に連絡のうえ、日程や内容等の詳細を打合せてください。
 なお、支援を受けた後は実施年度の2月末日までに食育支援実績報告書(様式6)を提出してください。

市町教育委員会教育長

食育支援依頼書

令和〇年〇月〇日

様

農政普及課長

担当者：

連絡先：

このことについて、下記のとおり支援希望がありましたので、対応くださるようお願いいたします。
 なお、日程や内容等については、支援依頼者から直接連絡がまいりますので、調整のうえ、御支援くださるようお願いいたします。

記

1 支援依頼内容等

市町村名	学校名等	種別			メニュー					支援希望日時	支援の内容	場所	主な対象学年	人数	趣旨及びねらい	担当者名 連絡先	備考	
		農業	林業	水産業	流通・加工・健康	生産活動	出前授業	施設見学	調理加工									情報提供

食育支援申込書兼食育支援決定通知書

令和〇年〇月〇日

農政普及課長殿

所在地：
 団体等名：
 代表者名：
 連絡先：

大隅食育支援体制推進要領第 7 の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

市町村名	団体等名	支援希望企業・団体名等	種別			メニュー				支援希望日時	支援の内容	場所	主な対象学年	人数	趣旨及びねらい	担当者名 連絡先	支援の可否	支援者	
			農業	林業	水産業	流通・加工・食と健康	生産活動	出前授業	施設見学										調理加工
(例) 鹿児島市	(例) 鹿児島幼稚園	J A	○					○		4月	さつまいもの植付指導	園の畑	年長	20	さつまいもの植付を通じて、食べ物の大切さを知る	〇〇副園長 電話：〇〇-〇〇〇〇		団体名等： 担当者名： 連絡先：	
																			団体名等： 担当者名： 連絡先：

食育支援決定通知書

令和〇年〇月〇日

様

食育支援申込について、大隅地域食育支援体制推進要領第 7 の規定により、上記のとおり支援の可否を決定しました。
 (支援可の場合)
 ついては、効果的な食育活動が実践できるよう、食育支援者に連絡のうえ、日程や内容等の詳細を打合せてください。
 なお、支援を受けた日から 1 ヶ月以内に食育支援実績報告書(様式 6)を提出してください。

農政普及課長

食育支援実績報告書

令和〇年〇月〇日

教育委員会教育長 殿
 教育事務所長 殿
 農政普及課長 殿

所在地：
 学校等名：
 代表者名：
 連絡先：

大隅地域食育支援体制推進要領第9の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 支援内容等

月日	学年等	人数	実施場所	種別			メニュー				趣旨及びねらい	内容	支援団体等
				農業	林業	水産業 流通・加工 食と健康	生産活動	出前授業	施設見学	調理加工			

2 効果（対象者の変化など）

※写真、資料等を添付してください。
 ※提出期限：実施年度の2月末日まで

大隅地域食育支援体制

